

委託契約書

- 委託契約の名称
花巻空港構内清掃業務委託
- 委託期間
令和4年3月 日 から 令和5年3月31日 まで
- 委託業務の実施場所
花巻市葛地内ほか
- 委託料 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円)
- 契約保証金 金 円

岩手県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び別添の仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

（実施に関する指示）

第2条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるとする。

（権利の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合、並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じ

るものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(委託業務の内容の変更、中止等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の賠償)

第6条 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(完了報告及び検査)

第7条 乙は、毎日の委託業務が完了した都度、仕様書に定める様式により甲に報告するものとする。

2 乙は、各月の業務を完了したときは、様式第1号「業務完了報告書」を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けたときは、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

4 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、補正後の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

5 第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求及び支払)

第8条 乙は、前条第3項(前条第5項において準用する場合を含む。)の検査に合格した場合は、様式第2号「業務委託料請求書」を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、その日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払うものとする。

3 月ごとの委託料請求額は別途定める。

(遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間内に委託料を支払わない場合においては、乙に対して、約定期間満了の日の翌日から支払いする日までの日数に応じ、当該未払い額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(違約金)

第10条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により、毎日の業務を欠いた場合は、当該日1日につき契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき、年2.5パーセントの割合で違約金を徴収する。

(甲の解除権等)

第11条 甲は、乙が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第7条の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

5 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにも関わらず、乙がこれに従わなかったとき。

6 前各号の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（乙の解除権）

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。
- (2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が、正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき。

（契約解除の場合における委託料の返還）

第13条 乙は、第11条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

（契約解除の場合における損害賠償金）

第14条 乙は、第11条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第12条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた

乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の賠償額は、甲・乙協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第15条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(施設等の使用)

第16条 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対し委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。ただし、乙はその使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

(管理者の責務)

第17条 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設及び設備について、善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(関係書類の整備)

第19条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和9年3月31日まで保存するものとする。

(協議)

第20条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和4年3月 日

甲 岩手県
契約担当者
花巻空港事務所長 菊池 晋

乙

債務負担行為に係る契約の特則

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和3年度 0円

令和4年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行予定額は、次のとおりとする。

令和3年度 0円

令和4年度 円

様式第1号

年 月 日

花巻空港事務所長 様

住 所
受注者
氏 名 印

業務完了報告書 (月分)

年 月分の業務を完了したので報告します。

委託業務名	業務委託
履行場所	
委託料	金 円
契約年月日	年 月 日
委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回報告期間	年 月 日 ~ 年 月 日
完了年月日	年 月 日

監督員	年 月 日 確認済	印
-----	-----------	---

様式第2号

年 月 日

花巻空港事務所長 様

住 所
受 注 者
氏 名

印

業務委託料請求書 (月分)

年 月分の委託料を次のとおり請求します。

今回請求額	金 円
委託業務名	
委託期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回請求分期間	年 月 日 ~ 年 月 日

契約額 (a)	金 円
今回請求額 (b)	円
受領済金額 (c)	円
未払い額	(a)-(b)-(c) 円

払込先金融機関名 銀行 店
(銀行コード) (支店コード)

口座番号 普通・当座 預金 No. _____

別表（契約書第8条第2項関係）

委託料各月支払額

契約書第8条に掲げる月毎の委託料支払請求額は、以下のとおりである。

対 象 年 月	支払月額（税込）
令和4年4月分 から 令和5年3月分 まで	円

ただし、契約変更等により委託料の増減が生じた場合、上記支払請求額を変更することがあること。